

鈴鹿市資源回収協力店登録制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、ごみの資源化に積極的に取り組んでいる市内の店舗を広く市民に周知することで資源の回収を促進し、ごみの減量、ひいては循環型社会の形成に寄与することを目的とする。

(登録対象)

第2条 鈴鹿市資源回収協力店（以下「回収協力店」という。）は、市内で事業活動を行っており、かつ、資源の分別回収を行っている店舗とする。

(申請)

第3条 回収協力店の登録を希望する店舗は、鈴鹿市資源回収協力店登録申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(申請内容の変更)

第4条 次の申請事項の内容について変更する場合は、鈴鹿市資源回収協力店登録変更申請書（様式第2号）を速やかに提出するものとする。

- (1) 事業者または店舗の名称
- (2) 所在地
- (3) 連絡先
- (4) 回収品目・回収時間

(確認)

第5条 市長は、第3条又は第4条の申請内容が適切であるかどうか必要に応じて、現地確認するものとする。

(協力内容)

第6条 回収協力店に登録された店舗は、資源の分別回収を積極的に行うものとする。

(登録の取り消し等)

第7条 市長は、回収協力店が申請にあった取組を実施していないと確認できた時は、実施を要請するものとする。

2 市長は、前項の要請に応じない回収協力店に対して、登録を取り消すことができる。

(登録の辞退)

第8条 回収協力店の登録を辞退する場合は、鈴鹿市資源回収協力店登録辞退届（様式第3号）を速やかに提出するものとする。

(市民への周知)

第9条 市長は、回収協力店を広く市民に周知し、利用を促進させるものとする。

附 則

この要領は、令和5年6月29日から施行する。